

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金に係る業務方法書

平成 24 年 5 月 7 日

栃木県耕作放棄地対策協議会

(目的)

第 1 条 本業務方法書は、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 農振第 1918 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要領（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 農振第 1924 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農振第 2209 号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、栃木県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）が行う被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第 2 条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、実施要領、交付要綱、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って、資金を安全に管理しつつ、実施要綱第 2 の 2 の被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金（以下「被災者耕作放棄地活用交付金」という。）の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

2 県協議会は、地域耕作放棄地対策協議会及び地域担い手育成総合支援協議会、地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）が、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って被災者耕作放棄地活用交付金に係る事業を実施する場合、地域協議会に対して被災者耕作放棄地活用交付金を交付するものとする。

(県協議会における被災者耕作放棄地活用交付金の管理方法)

第 3 条 県協議会は、国から交付された被災者耕作放棄地活用交付金について、被災者耕作放棄地活用交付金会計及び被災者耕作放棄地活用交付金会計（被災者耕作放棄地活用活動推進事業）を設けて経理するものとする。

2 県協議会は、国から交付された被災者耕作放棄地活用交付金以外の資金（会員からの補助金等）を活用する場合、別の勘定を設けて被災者耕作放棄地活用交付金と区分して経理するものとする。

3 県協議会は、第 1 項の資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

(地域協議会における被災者耕作放棄地活用交付金の管理方法)

第 4 条 地域協議会は、県協議会から交付された被災者耕作放棄地活用交付金について、被災者耕作放棄地活用交付金会計（再生利用活動）と被災者耕作放棄地活用交付金会計（施設等補完整備）と被災者耕作放棄地活用交付金会計（被災者耕作放棄地活用活動推進事業）に区分して経理するものとする。

2 地域協議会は、県協議会から交付された被災者耕作放棄地活用交付金以外の資金（県又は会

員からの補助金、実施要綱別紙第3の5の所有者から徴収する負担金等)を実施要綱別紙第1の取組に充てる場合には、別の勘定を設けて被災者耕作放棄地活用交付金と区分して経理するものとする。

3 地域協議会は、第1項の被災者耕作放棄地活用交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

(地域協議会から県協議会への交付申請に関する事項)

第5条 地域協議会長は、被災者耕作放棄地活用交付金の交付について、様式第1号により県協議会長に申請するものとする。

(県協議会から地域協議会への交付に関する事項)

第6条 県協議会長は、地域協議会長から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第2号により、交付条件を付して交付額を通知するとともに、第3条第1項の被災者耕作放棄地活用交付金会計及び被災者耕作放棄地活用交付金会計(被災者耕作放棄地活用活動推進事業)から、速やかに被災者耕作放棄地活用交付金を当該地域協議会に交付するものとする。

(被災農家又は農業者等の組織する団体等から地域協議会への交付申請に関する事項)

第7条 農業者又は農業者等の組織する団体等(以下「農業者等」という。)は、被災者耕作放棄地活用交付金の交付について、様式第3号により地域協議会長に申請するものとする。

(地域協議会から被災農家への交付に関する事項)

第8条 地域協議会長は、被災農家から前条の申請があり、その内容が適正であると認めるときは、様式第4号により、交付条件を付して交付額を通知するとともに、第4条第1項の被災者耕作放棄地活用交付金会計(再生利用活動)又は被災者耕作放棄地活用交付金会計(施設等補完整備)から、速やかに被災者耕作放棄地活用交付金を当該被災農家等に交付するものとする。

(農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合の措置)

第9条 地域協議会は、実施要綱第1の1(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生じる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、実施要綱第1の1(1)の取組に係る経費に充てるものとする。その際、地域協議会長と所有者との間の確認事項は様式第5号を参考とするものとする。

(実績の報告)

第10条 地域協議会長は、実施要綱別紙第5の2及び実施要領第3の6及び実施要領別記第3の2により実績報告書を作成し、3月末日までに県協議会長に提出するものとする。

2 被災農家等は、実施要綱別紙第5の1により実績報告書を作成し、地域協議会長の定める日までに地域協議会長に提出するものとする。

附 則

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。